

の解消の努力が必要なのは改めて確認しておく。その上で、流言の発生、そして自然災害とテロの混同が現在も生じ得る事態であることを認識する必要がある」(二百二十四頁)としている。今次の熊本地震においても「熊本の朝鮮人が井戸に毒を投げ込んだ」などのデマがネット上にあふれたことが伝えられている。政府としてあらためてこの中央防災会議の報告書に耳を傾け、同報告書の指摘事項に真摯に対応すべきと考えるが、その意志はあるか。

答弁 一について お尋ねの「関東大震災時における朝鮮人、中国人等の虐殺事件に日本政府が関与したこと」については、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することができる記録が見当たらないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

答弁 二について お尋ねの「日本弁護士連合会の『関東大震災人権救済申立事件調査報告書』及び『勧告書』(日弁連総第三十九号 二〇〇三年八月二十五日)」については、平成十五年八月二十九日付けで内閣官房において受け付け、同年九月三日付けで警察庁及び法務省に回付したものと承知している。また、「内容を精査したのか」及び「どのような検討を加え、回答しないという結論に至ったのか」とのお尋ねについては、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することができる記録が見当たらないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

答弁 三について お尋ねの「指摘事項」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、災害発生時において被災者の方々の安全安心の確保に努めることは重要であると認識している。

以上の質問に対する答弁の問題点について、私たちは次のように考える。

質問の一について。質問主意書では、日本弁護士連合会が朝鮮人、中国人虐殺に国の責任があると認定したこと、総理大臣以下全閣僚も構成員である内閣府中央防災会議の報告書にも、政府・軍隊や警察が流言の伝達と朝鮮人、中国人殺傷事件に関わったことを指摘している。

内閣総理大臣に出された日本弁護士連合会の勧告と中央防災会議の「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書」の双方で、政府による朝鮮人、中国人虐殺への関与が事実として認定されているにもかかわらず、どうして政府内に記録がないと言えるのか。当時の戒厳司令部が記した記録や、防衛省を始めとした公的機関に保管されている記録以外に、いったいどのような「記録」が必要なのであろうか。

質問主意書にも記されているように、震災当時、政府は「朝鮮人暴動」を事実として、無線電信により全国に朝鮮人への警戒を命じた。そして、こうした流言を流し虐殺を引き起こした責任を追及されることを恐れて、流言の肯定につとめることにしたのである。

質問の二について、勧告を警察庁と法務省に回付したとまで書きながら、回答しないことにした経過についての記録が一切ないということは、常識的にありえない。また、もしその経過が曖昧であるならば、あらためて勧告について真摯に受け止め検討すべきである。

質問の三について、「指摘事項」の内容は質問の中に示されており、他に解釈のしようはない。関東大震災時の虐殺のような事件を繰り返さないためにも過去に真摯に学ぶことが必要であるという、質問主意書全体に通底する趣旨を意図的に無視して一般論にすりかえるのは、過去の反省に立たないと宣言しているも同様である。

以上のように、この質問趣意書への答弁に現れているのは、虐殺事件への日本政府の関与を認定するような回答を避け、虐殺の事実を明らかにした調査・研究を受け止めない日本政府の姿である。

それは、すなわち「過去の反省と民族差別の解消の努力」に真摯に向き合わず、中央防災会議が税金をかけて作った報告を無視したとしても批判は受けないだろうとたかをくくっている日本政府の姿勢を示すものでもある。

私たちはこのような不誠実な日本政府の対応に対して、強く抗議する。

2016年7月26日

関東大震災朝鮮人虐殺の国家責任を問う会 共同代表：石田貞、石橋正夫、姜徳相、山田昭次、吉川清